



石綿関連疾患の労災補償

中皮腫は、肺などの臓器を包む薄い膜の中皮細胞に発生する腫瘍で、その部位によって、胸膜中皮腫、腹膜中皮腫などと診断されます。特に胸膜中皮腫は、ほとんどの症例に石綿ばく露歴があるとされるほど石綿との関連が強いといわれています。一方、肺がんは、中

皮腫とは異なり、喫煙を

はじめとした石綿以外の原因が多く存在する疾患です。したがって、労災認定では、中皮腫よりも肺がんの方が長い石綿ばく露作業従事期間や所見等の認定要件が示されています。

「腫瘍」「がん」と聞けばほとんどの方が重大な病気だと認識されると思いますが、その他の対象疾病もけつして侮れない病気で、いずれにしても早期発見が何より重要です。

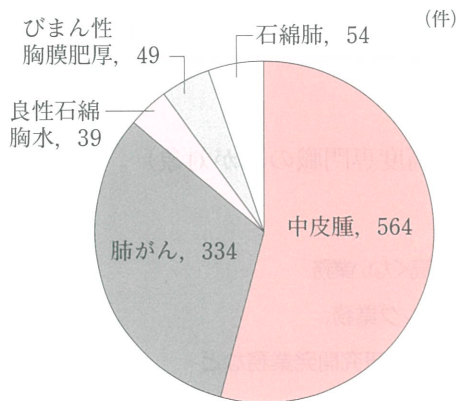
石綿（アスベスト）は、すでに製造・使用とも全面禁止となっていますが、関連疾患発症までの潜伏期間が非常に長く、今でも全国で年間1000件を超える労災給付請求があります。

公表されている平成29年度の速報値によると、都道府県別で請求件数が多いのは、東京、兵庫、大阪の順で、ここ愛知県10位以内に入っています。業種別では、建設業に次いで製造業が多くこの2業種で9割を占めます。

石綿は安価で耐火性、断熱性などの機能があり、特に高度成長期に鉄骨造の建築物などの耐火被覆材、断熱材その他建材として広く用いられました。当時は輸入量も急増し、名古屋港など主要な港に石綿原綿が陸揚げされ、各地の工場で石綿加工品が製造されていました。

平成29年度に労災保険給付が支給決定された事を疾病別にみると、中皮腫が最も多く、次いで肺がんとなっています。（グラフ参照）

石綿関連疾患の労災保険支給決定件数
(平成29年度全国速報値)



そのためには、かつて石綿を取り扱う作業等に従事した方は、定期的に健康診断を受けて、医師にも石綿を取り扱ったことを伝えることが肝心です。そして、健康診断で一定の所見が認められ従事歴等の要件を満

たす場合は、石綿健康管理手帳制度を利用することもできます。

また、万が一、石綿関連疾患と診断された場合は、労災保険給付の対象となるか最寄りの労働基準監督署または労働局に職歴等を伝えて相談してください。通常の労災補償以外に遺族請求権が時効（5年）によって消滅した場合でも、石綿健康被害救済法の特別遺族給付金制度があります。請求期限が2022年3月27日までで、特別遺族年金は、原則として請求の翌月分から支給されるので、気づいたときは早めに手続きをしてください。

なお、職業性ばく露の期間を満たさない方など労災保険の対象とならないケースでは、医療費や弔慰金などの救済給付を支給する制度がありますので、環境省が所管する（独）環境再生保全機構や最寄りの保健所にお問い合わせください。